4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している貸金業者名等

ア　使用した貸金業者名

福助、ふれあいサービス、しんせんくみあい、スマイル

イ　使用した偽名

ハセガワ、サトウ、キムラ、タチバナ、モリ、アダチ

⑵　利息等を受領するために使用された銀行等口座

| 銀行名 | 名義人 | 口座番号（記号番号） |
|---|---|---|
| 飯田信用金庫大島支店 | ミヤザワ　ナオト | 4895074 |
| イオン銀行アクアマリン支店 | ハヤタ　ミキオ | 1833276 |
| イオン銀行アクアマリン支店 | ナガサト　ミホ | 1854614 |
| イオン銀行アクアマリン支店 | カシモト　シンイチ | 1724745 |
| イオン銀行アメシスト支店 | ナガサト　トシノリ | 1760541 |
| イオン銀行オパール支店 | ハヤシ　タケオ | 1707020 |
| イオン銀行オパール支店 | ヤマザキ　ヨミコ | 1790359 |
| イオン銀行ターコイズ支店 | ハセガワ　ミノル | 1590257 |
| イオン銀行ダイヤモンド支店 | タジマ　ユキ | 1787435 |
| イオン銀行ダイヤモンド支店 | ハヤシ　マサアキ | 1899155 |
| イオン銀行ダイヤモンド支店 | タジマ　マサノリ | 1763012 |
| イオン銀行トパーズ支店 | ヤマダ　ケイイチロウ | 1688671 |
| イオン銀行パール支店 | カノウ　スエツグ | 1630710 |
| イオン銀行ルビー支店 | タカハシ　アズサ | 1811792 |
| イオン銀行ルビー支店 | タケマス　ミツオ | 1756977 |
| 宇和島信用金庫新橋支店 | ヤクシジン　イサオ | 0560637 |
| えひめ南農業協同組合本所 | ヤクシジン　イサオ | 0016612 |
| 京都銀行六甲道支店 | 小高物産　代表　ヒダカ　エイジ | 1041952 |
| 京都銀行六甲道支店 | ニユーエイジ　代表　ヒダカ　エイジ | 1041944 |
| 京都信用金庫丸太町支店 | スズキ　トシオ | 0509265 |
| 桐生信用金庫玉村東支店 | カワムラ　ヒデヒコ | 0059269 |
| 熊本ファミリー銀行田迎支店 | ニシヤマ　タカノリ | 3116799 |
| 熊本ファミリー銀行白山通支店 | ニシヤマ　タカノリ | 3006459 |
| 佐波伊勢崎農業協同組合たまむら支店 | カワムラ　ヒデヒコ | 0020006 |
| 四国労働金庫宇和島支店 | ヤクシジン　イサオ | 4066711 |
| 巣鴨信用金庫西日暮里支店 | イーシーオー　コイズミ　タカトシ | 3127301 |
| 住友信託銀行大宮支店 | ムラカミ　シユウジ | 6882303 |
| 住友信託銀行大宮支店 | イワザキ　マサヒロ | 6883920 |
| 住友信託銀行福岡支店 | タケマス　ミツオ | 2529314 |
| 住友信託銀行松山支店 | ヤクシジン　アユミ | 5270071 |
| 瀬戸信用金庫今池支店 | ハヤシ　マサアキ | 0809277 |
| 瀧野川信用金庫本店 | イーシーオー　コイズミ　タカトシ | 8999423 |
| 東春信用金庫名古屋支店 | ハヤシ　マサアキ | 1008687 |
| なごや農業協同組合千種支店 | ハヤシ　マサアキ | 0029907 |
| 西日本シティ銀行曽根支店 | タケマス　ミツオ | 1197252 |
| 東日本銀行宇都宮支店 | ナカオ　ヨシブミ | 339374 |
| 肥後銀行田迎支店 | ニシヤマ　タカノリ | 0567802 |
| 肥後銀行南熊本支店 | ニシヤマ　タカノリ | 1675664 |
| 三井住友銀行岐阜支店 | ヤマダ　リヨウ | 867147 |
| 三菱東京ＵＦＪ銀行三宮支店 | アレス　代表　ヒダカ　エイジ | 5249280 |
| ゆうちょ銀行七四八店 | イトウ　コウイチ | 17410-17721071 |
| ゆうちょ銀行二一八店 | カワグチ　タケシ | 12170-54076531 |
| ゆうちょ銀行一一八店 | コンドウ　アキヒコ | 11180-17787511 |
| ゆうちょ銀行〇〇八店 | コマツ　ヨシアキ | 10080-624961 |
| ゆうちょ銀行四一八店 | ハヤシ　タケオ | 14190-65342031 |
| 楽天銀行ジャズ支店 | ハマサキ　トシヤ | 4924330 |
| 楽天銀行ドラム支店 | タナカ　トシヒコ | 1533287 |
| 楽天銀行リズム支店 | シバタ　トシアキ | 4217140 |

⑶　主な犯行態様

ア　上記４⑴記載の同業者名等を名乗って電話をかけ、金員を借りることを勧誘する。

イ　金員貸付の契約が成立すると、借受人の預貯金口座に現金を振り込む。

ウ　約１週間ないし15日間の期限で、元利金を一括返済させる。一括返済できないときは、利息のみを振り込ませた上、新たに期限を設け、その期日までに元利金を一括返済させる。

エ　元利金の返済及び利息の支払いを、指定された銀行等口座へ振り込ませる。

5　開始決定の時における給付資金の額　金1,220万2,757円

6　支給申請期間　平成25年９月27日から平成25年11月29日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　阿部　雅史、勝　　卓也

⑵　裁判所名　仙台高等裁判所

⑶　裁判年月日　平成24年６月21日

⑷　確定年月日　平成24年９月４日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは共謀の上、事務所を設置して無登録貸金業を営むとともに、法定の割合を超える割合による利息等を受領していたものであるが、平成22年10月13日から同23年７月19日までの間、多数の借受人をして、被告人らが管理する複数の他人名義の口座に現金合計3,753万2,248円を振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒990―0046　山形県山形市大手町１番32号

山形地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号　023―625―0856

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（山形地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（山形地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。